

Topic2 ながら運転が厳罰化されます！

道路交通法の一部改正により、令和元年12月1日からながら運転が厳罰化されます。

運転中に携帯電話などを使用した場合

●罰則に「6月以下の懲役」を新設 ●違反点、反則金の大幅な引き上げ

改正前		厳罰化	改正後	
罰則	5万円以下の罰金		罰則	6月以下の懲役 または10万円以下の罰金
違反点	1点	違反点	3点	
反則金	大型 7,000円 普通 6,000円 二輪 6,000円 原付 5,000円	反則金	大型 25,000円 普通 18,000円 二輪 15,000円 原付 12,000円	

携帯電話の使用などにより「交通の危険」を生じさせた場合

●罰則(懲役、罰金)を即時適用 ●1回の違反で免許停止

改正前		厳罰化	改正後	
罰則	3月以下の懲役 または5万円以下の罰金		罰則	1年以下の懲役 または30万円以下の罰金
違反点	2点	違反点	6点(免許停止)	
反則金	大型 12,000円 普通 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円	反則金	なし	

※ながら運転の厳罰化以外にも、運転経歴証明書や免許証再交付に関する規定も改正されます。
詳しくは、刈谷警察署(☎22-0110)へお問い合わせください。

Topic3 12月1日～10日 年末の交通安全市民運動が始まります！

運動重点

- 子どもと高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中および自転車乗用の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

県内一斉交通大監視

時 12月5日(休) 7時30分～8時30分
場 市内主要交差点

Topic4 横断歩道で歩行者を見かけたら必ず止まろう！

横断歩道で横断しようとする人や横断中の人がいるにも関わらず、一旦停止しなかったり、歩行者の通行を妨害したりした場合は、横断歩行者等妨害等違反として検挙の対象になります。

違反点	2点
反則金	大型車 12,000円 二輪車 7,000円 普通車 9,000円 原付 6,000円

横断歩道は歩行者優先！
マナーではなくルールです！



衣浦幼稚園で、オリジナル反射材作りと交通安全立哨が行われました。地域全体で子どもたちを守りましょう。



日本一安心安全なまちを目指して なくそう 交通事故！

12月は、年末の慌ただしさから、運転者や歩行者の注意力が散漫となる時期です。さらに、夕暮れ時と帰宅時間帯が重なるため、交通事故の多発が懸念されます。

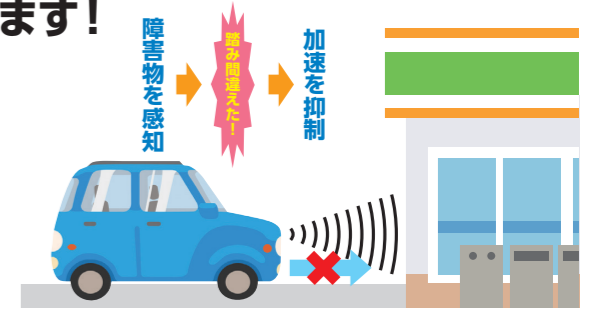
市と警察は交通事故を減らすためさまざまな施策、啓発活動を行ってまいりますので、日本一安心安全なまちを目指して市全体で交通安全の意識を高めましょう。
☎ 暮らし安心課(☎62-1010)

Topic1 70歳以上対象 12月2日(月)受付開始！ 現在乗っている自動車に後付けできるペダル踏み間違い時加速抑制装置の設置費用の一部を補助します！

今年に入り、高齢ドライバーによる交通死亡事故が相次いで発生し、事故の特徴の一つに、ペダルの踏み間違い事故が挙げられます。

そこで刈谷市では、アクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故を防止するため、現在乗っている自動車に後付けできる安全運転支援装置の購入および設置費用の一部を補助します(1人1台)。

※平成31年4月1日以降に設置されたものが対象です。



補助の概要

補助額 装置購入および設置費用の **9割** (1,000円未満切り捨て、上限60,000円)

対象者 次のすべてに該当する人

- 令和2年3月31日時点で満70歳以上(昭和25年4月1日以前生まれ)
- 装置の設置日および申請日において市内に住所を有していること
- 車検証の所有者または使用者と同一であること
- 有効期限内の運転免許証を保有していること
- 市税を滞納していないこと

対象装置 自動車に後付けで設置できるもので、ペダルの踏み間違い時などにおける加速抑制機能を有するもの

※自動でブレーキが作動するものではありません。

【主な装置】

設置事業者	装置名
トヨタ正規ディーラー	踏み間違い加速抑制システム
ダイハツ正規ディーラー	ペダル踏み間違い時加速抑制装置
(株)オートバックスセブン	ペダルの見張り番II
(株)イエローハット	S ³ -drive誤発進防止システム2

※適合車種、装置の機能については、直接設置事業者へお問い合わせください。

対象自動車 補助対象者が運転する、次のすべてに該当する自動車(新車のオプションは除く)

- 普通、小型または軽自動車で、車検証に自家用と記載されているもの
- 車検証の「使用の本拠の位置」が市内であるもの

申請方法 店舗で装置を取り付け後、次のすべての書類などを用意して、直接暮らし安心課へ。

- 所定の申請書兼請求書
 - 車検証のコピー
 - 自動車運転免許証のコピー
 - 住民票の写し(コピー不可)
 - 市税の完納を証する納税証明書(コピー不可)
 - 印鑑(スタンプ印不可)
 - 申請者氏名、装置名称、設置日、装置購入および設置費用が確認できる設置事業者が発行した書類のコピー
- ※申請書は暮らし安心課で配布または市HPでダウンロード可

申請期間

設置日	申請期間
平成31年4月1日～令和元年11月30日	令和2年1月31日まで
令和元年12月1日～31日	設置日の翌日から起算して90日以内
令和2年1月1日～3月31日	令和2年3月31日まで